

宮崎学園短期大学学友会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、宮崎学園短期大学学友会と称し、事務所を本学内に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親和協同により教養の向上、健康の増進を図り、本学教育の拡充発展に資することを目的とする。
- 第3条 本会は、本学学生をもって組織する。

第2章 会 議

- 第4条 本会に次の会議をおく。
1. 代議員会
 2. 総 会
- 第5条 代議員会は代議員をもって組織し、本会運営に必要な事項を審議決定する。
- 第6条 総会は本会の会員をもって組織し、会則の決定・改正・予算・決算の承認、その他特に重要な事項を審議決定する。
- 総会・代議員会の決議事項については、学生部長に報告する。

第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長（1名）
 2. 副会長（2名）
 3. 会 計（2名）
 4. 幹 事（4名）
 5. 議 長（1名）
 6. 副議長（2名）
 7. 代議員（各クラス2名）
 8. サークル部長会
幹 事 長（1名）
副幹事長（2名）
 9. 代理学友会兼会計監査委員会（4名）
- 第8条 会長、副会長、会計、幹事は、会員の選挙により選出し、議長、副議長は、代議員の互選による。代議員は、各学年、各学級より2名選出する。
- 第9条 会長は学友会を代表する。副会長は、会

長を補佐し、会長不在の時その職務を代行する。

- 第10条 会計は、本会会計事務にあたる。
- 第11条 幹事は本会会計の補助にあたる。
- 第12条 代理学友会兼会計監査委員は、代議員会の互選により決定する。
- 第13条 議長及び副議長は、代議員会、総会の運営にあたり、その議長、副議長となる。
- 第14条 幹事長は文化部・体育部それぞれの代表とする。
- 第15条 役員の任期は1カ年とする。

第4章 会 計

- 第16条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
- 第17条 本会の通常経費は会費及びその他の雑収入をもって当てる。会費は年額7,000円とし、一括で納入するものとする。本会の納入金の保管及び現金出納は学友会会計が行う。
- 第18条 臨時に特別な経費を必要とするときは、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第5章 会計監査

- 第19条 会計監査は年2回とし、10月末に中間決算、3月末に最終決算を行い、会計監査委員がこれを監査する。

第6章 補 則

- 第20条 総会・代議員会、サークルの運営については別に定める。
- 第21条 本会会則は平成元年5月10日から施行する。